審　査　基　準

令和７年４月２日作成

法　　令　　名：	古物営業法
根　拠　条　項：	第５条第４項
処 分 の 概 要：	許可証の再交付
原権者（委任先）：	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：	古物営業法施行規則第４条第１項、第２項（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：	14日
申　　請　　先：	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第一係 ☎　０４５－２１１－１２１２　内線３０４５
備　　考：	